

# 關東・關西本部規定

## 第一章 總 則

第一條 大日本生産黨關東關西本部は黨章に從ひ大日本主義に立脚し皇國の大業を達成に努力すべし

第二條 最高幹部會の議決に由る本黨の指令は絶対服従すべしものとす

## 第二章 編 成

第三條 大日本生産黨は總本部を東京に置き全可を區分して關東、關西の兩本部を以て組織す

第四條 關東本部は東京市に置き北海道、樺太より西關西本部は大阪府に置き福井、岐阜、愛知以西の各府縣及台灣、朝鮮、滿洲、南洋等

第五條 關東、關西本部（以下本部と略稱す）管轄内に左記により支部聯合會、支部、分會、班、擴大部を設置す

一、各府縣（並に東京、大阪、京都の各區）に其支部聯合會を置す

## 第三章 組 織

一、各府縣市郡 並に東京、大阪、京都の各區に支部を置く

二、各支部の下に若干の分會を第一より連續順次に設置す

三、各分會の下に若干の班を置く

四、各分會、下に若干の班を置く

五、各班、下に若干の擴大部を置く

六、擴大部 總めて班となし班を總めて分會となし分會を總めて支部となし支部を總めて支部聯合會となす

七、分會、支部、支 聯合會を設くるには左の條件を要す  
分會數は三十名以上、支部分會五箇所以上、支部聯合會支部三箇所以上

八、常任委員長は必要に應じ前各員に依りてして増改廢を行ふことを得

九、支部聯合會、支部、分會、班、擴大部の細則は別に定む

## 第六條 本部に左 役員を置く

イ、常任委員長 一名  
納稅及黨務委員長に代り常務副部長に統轄す

ロ、常任委員 若干名  
委員長を輔佐し本部の最高會議に當る

ハ、常任理事 若干名  
理事中より選出 常任委員會により推薦し委員長之を任命し理事を代表して常 黨の當るものとす

ニ、理 事 若干名  
本部統轄にして委員、支部、分會長、及黨員中より選出し常任委員會、庶務、上 委員長之を任命し黨務（協議事項）に當る

ホ、委 員 若干名  
總 部 並に通し常任委員を輔佐す

ヘ、相談 役 若干名  
常任委員其外より選出 常任委員長の相談 與、支部、分會の相談役は支部 會長の推薦により該支部分會の相談に與る

ト、費 助 員 若干名  
常任委員長 推薦 上り黨務、評議に與る

## ナ、本部諸 員 若干名

常に 部 詰めて組織の對策に關する

リ、擴大委員 若干名  
全國共通なるものにして支部、分會、班、擴大部 關せしめ支部長、分會長又は支部に於て有力 認めたる黨員より推薦し黨務擴張に従事す

第七條 本部に左 部門を設く

一、書記局 書記長一名、事務長一名、書記若干名を置き黨務を處理す

二、統制部 部長一名、次長一名、委員若干名 總 全般 綱 肅正に當る

三、組織部 部長一名、次長一名、委員若干名 組織の任に當る

四、擴大部 部長一名、次長一名、委員若干名 擴大 擴大 任に當る

五、遊 遊 部 部長一名、次長一名、委員若干名 遊 遊 遊に關する一切を掌る

六、宣傳部 部長一名、次長一名、委員若干名 宣傳 宣傳に關する一切を掌る

七、勞 勞 部 部長一名、次長一名、委員若干名を置き